

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年2月8日

照会部署名 中国ブロック本部厚生年金適用支援G

照会担当者 主任職 堀 隆司

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

[REDACTED] 業務実施部署の長の確認 [REDACTED] 細美

(案件)

(受付番号) No. 2010-199	一時帰休の取扱いについて
------------------------	--------------

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

<厚生年金保険法第23条／昭和50年3月29日保険発25号・府保険発第8号通知について>

○ 一時帰休の状況が解消した場合の取扱いについて

定時決定の対象月に一時帰休の状況である場合は、標準報酬の決定の際「9月1日」の時点で、一時帰休の状況を確認し、その状態が解消していれば9月以降において受けるべき報酬を基に定時決定を行います。

例えば、

定時決定の対象月4月、5月、6月全ての月が一時帰休の状態で、7月以降に一時帰休の状況が解消している場合、定時決定は「従前の標準報酬月額」で決定（9月以降において受けるべき報酬）しますが、一時帰休状態が、2月から開始されており5月で随時改定された場合、定時決定の「従前の標準報酬月額」で決定（9月以降において受けるべき報酬）する取扱いは、5月随時改定の標準報酬月額で決定することになるのか、ご教示願います。

(回答)

定時決定の対象月の全てが一時帰休の状態であったが、当該決定を行う際（9月1日）にその一時帰休が解消されている場合の標準報酬月額については、一時帰休による随時改定前の標準報酬月額を用いることとなる。

したがって、ご照会の事例については、4月の標準報酬月額で決定することとなる。

回 答 日 平成22年3月 3日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連 絡 先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上